

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）

改正案	現 行
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>（募集又は売出行為）</p> <p>4-1 有価証券の募集又は売出し（法第4条第4項に規定する有価証券の売出し（法第2条の3第5項に規定する特定組織再編成交付手続を除く。）をいう。）に関する文書（新株割当通知書及び株式申込証を含む。）を頒布すること、株主等に対する増資説明会において口頭による説明をすること及び新聞、雑誌、立看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の募集又は売出しに係る広告をすることは「有価証券の募集又は売出し」行為に該当するので、同条第1項、第2項又は第3項の届出をした後でなければならないことに留意する。</p> <p>ただし、インターネット上で広告により勧誘をする場合であつて、当該広告を閲覧できる者が適格機関投資家又は特定投資家に限定されており、その適切な運用が確保されているとき（例えば、金融商品取引業者等が、適格機関投資家又は特定投資家のみがアクセスできるよう当該金融商品取引業者等の責任において管理している専用のウェブページに広告を掲載するとき）は、この限りでない。</p>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>（募集又は売出行為）</p> <p>4-1 有価証券の募集又は売出し（法第4条第4項に規定する有価証券の売出し（法第2条の3第5項に規定する特定組織再編成交付手続を除く。）をいう。）に関する文書（新株割当通知書及び株式申込証を含む。）を頒布すること、株主等に対する増資説明会において口頭による説明をすること及び新聞、雑誌、立看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の募集又は売出しに係る広告をすることは「有価証券の募集又は売出し」行為に該当するので、同条第1項、第2項又は第3項の届出をした後でなければならないことに留意する。</p>